

第 54 期 第 10 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 6 年度第 3 回）
議 事 録

1 日 時 令和 6 年 7 月 26 日（金） 13 時 30 分～14 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金成労働局長

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（ 1 ） 令和 6 年度地域別最低賃金改定の目安について（伝達）

（ 2 ） その他

5 議事内容

専門監督官

ただ今から、第 54 期第 10 回（令和 6 年度第 3 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

定足数の確認です。本日、岩永委員におかれましては、熊本地方最低賃金審議会運営規程第 4 条第 1 項に基づき、テレビ会議システムにて出席されています。なお、テレビ会議システムによる当審議会への出席は、同条第 2 項により、会議への出席に含めるとされています。テレビ会議システムによる出席の岩永委員を含め、本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名、で委員総数 15 名中 13 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規定第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は報道機関から取材傍聴の申し込みがございます。

それでは以後の議事進行を倉田会長にお願いいたしたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

会長

皆様こんにちは。中央最低賃金審議会のほうで目安額が示されたということで、熊本地方最低賃金審議会も本格的な始動ということになっております。

今年度は、昨年度に引き続き様々な要素を考慮しながら熊本のよりよい賃金水準に向けた議論を皆様と一緒にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ることにいたします。本日の議題「令和6年度地域別最低賃金改定の目安について」です。初めに局長から御挨拶があると伺っております。それでは局長お願ひいたします。

局長

本日は御多忙の中、また猛暑の中、委員の皆様方におかれましては、本審議会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

本年度の地域別最低賃金額改定の目安の調査審議につきましては、6月25日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に諮問が行われ、その後、目安に関する小委員会で調査審議が行われてきたところでございますが、一昨日の24日の第5回小委員会において報告が取りまとめられ、昨日25日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて答申が行われたところでございます。

本年度の目安額は、熊本県はCランクに入りますが、A・B・Cランクとも同一の「50円」が示されたところでございます。

本年度の熊本県最低賃金の改正についての調査審議につきましては、今月8日開催しました第9回本審議において諮問をさせていただいたところでございます。後ほど事務局から目安答申を伝達させていただきますが、これから熊本県最低賃金専門部会において目安額並びに公益代表委員見解などを御参考に、県内における今年の賃上げの状況、物価の動向、企業の業況などを考慮いただきながら、本年度の熊本県最低賃金の改正についての金額審議を行っていただくこととなります。

調査審議が終決し、答申をいただくまで、委員の皆様には大変御苦勞をお掛けすることとなりますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

会長

局長、ありがとうございました。

それでは目安の伝達を事務局からお願ひいたします。

専門監督官

はい、目安の答申文の写しをお配りしておりますので、御確認お願ひ致します。お手元にありますでしょうか。それでは、5分間ほど各委員で御確認いただきますようお願ひいたします。

(黙 読)

専門監督官

5分経過いたしました。会長いかがでしょうか。

会長

皆様、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

専門監督官

それでは、申し訳ございませんがカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

会長 それでは皆様、お目通しいただいたと思いますが、この目安の答申の伝達につきまして、何か御質問等ございますか。

(質問なし)

会長 はい、ありがとうございます。特に御質問はないということですので、先に進めさせていただきます。

 熊本県はCランクということで、全国一律ではありますが50円の目安額ということになっています。今後はこの中央最低賃金審議会の目安額を踏まえつつ審議の方を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

 それには議題の2番目、その他に入らせていただきます。

 事務局から、次回の審議日程について御説明をお願いいたします。

室長 特にございません。次回の日程については改めて連絡させていただきます。

会長 他に連絡事項等ありますでしょうか。

室長 はい、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージが、7月29日までには届く連絡が入っております。

 ビデオメッセージにつきましては、7月30日開催の第3回熊本県最低賃金専門部会において放映を予定しております。

 事務局からは以上です。

会長 ありがとうございます。

 それでは、予定していた議題についてはこれで終了いたします。以上で本日の審議を終了いたします。お忙しい中、審議に御協力をいただきありがとうございました。

 この後、14時からこの会議室で第2回地域別最低賃金専門部会を開催いたしますので、専門部会委員の皆様方は引き続きよろしくをお願いいたします。